

株式会社 たけびし
定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社たけびしと称し、英文では、TAKEBISHI CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気諸機械器具及び諸材料の製造、販売並びにその附帯事業
2. 船舶用機械及び一般諸機械の販売
3. 電子計算機及び周辺機器の販売並びにソフトウェアの開発、販売、教育、指導
4. 電気及び冷暖房設備に関する設計工事の請負並びにその監督
5. 電気通信設備に関する設計工事の請負並びにその監督
6. ビル住宅設備に関する設計工事の請負並びにその監督
7. 高圧瓦斯及びその容器の販売
8. 医療機器の販売並びにその附帯事業
9. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
10. 発電及び電力の供給事業
11. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は28,280,000株とする。
ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の買増し請求)

第 8 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基 準 日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ②前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱い、新株予約権に関する取扱い及

び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 1 6 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、役付取締役を若干名選定することができる。
- また取締役会はその決議により顧問及び相談役を置くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第 24 条 取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則により定める。
- ②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

- 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

- 第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

- 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

（取締役会規則）

- 第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

- 第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員で

ある取締役とそれ以外の取締役とを区別して、定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の
うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされ
なかったときは、当該定時株主総会において再任されたもの
とみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を
得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
とする。

(剰余金の配当等)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1
項各号に掲げる事項を定めることができる。
②当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名
簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対
して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）
を行う。
③当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主
総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領され
ないときは、当社はその支払の義務を免れる。
②未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 128 期定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 128 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお、効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

2022年6月28日

以上は、当社の現行定款と相違ないことを証明する。

京都市右京区西京極豆田町 29 番地
株 式 会 社 た け び し
代表取締役社長 小倉 勇